平成23年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成21年度から完全施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率について算定しました。

算定の結果、いずれの比率も国が定めた早期健全化基準・経営健全化基準を下回り、本市の財政状況及び公営企業の経営状況は健全段階にあることが示されました。

【健全化判断比率】

	伊東市の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	ー (3.47%の黒字)	12. 77%
連結実質赤字比率	ー (20. 48%の黒字)	17. 77%
実質公債費比率	9. 7%	25. 0%
将来負担比率	39.8%	350.0%

【資金不足比率】

公営企業会計名	伊東市の比率	経営健全化基準
病院事業会計	ー (資金不足はありません)	20. 0%
水道事業会計	ー (資金不足はありません)	20. 0%
下水道事業特別会計	ー (資金不足はありません)	20. 0%

各指標の概要

- 〇実質赤字比率:一般会計等*を対象とした実質赤字の標準財政規模*に対する比率
- 〇連結実質赤字比率:全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財 政規模に対する比率
- 〇実質公債費比率:一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政 規模を基本とした額に対する比率
- 〇将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本 とした額に対する比率
- ○資金不足比率:公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率
- ※一般会計等:本市の場合は、一般会計・土地取得特別会計・霊園事業特別会計
- ※標準財政規模:地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の 規模を示す指標

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等(本市の場合は一般会計、土地取得特別会計、霊園事業特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模の額で除して算定します。

地方公共団体の会計は、単年度において収支が均衡することが大原則ですが、赤字が やむを得ず発生した場合には、繰上充用を行うことで、実質上、翌年度に繰り越され、 翌年度に解消されない場合は、さらに累積していくこととなります。

仮に、その年度に歳入の不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業 を繰り越したものがあれば、これらを含めた赤字額(実質赤字額)を標準財政規模と比 較して示すことにより、その赤字の深刻度を把握するものです。

〇算定式

※一般会計等の実質赤字額(一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額)=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額))

〇伊東市の実質赤字比率

平成23年度決算に基づく伊東市の実質赤字比率は、実質赤字額がなく、3.47%の黒字となりました。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政 規模に対する比率で、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体と しての歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模の額で除して算定します。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計のほか、公営企業会計など料金収入等を主な財源として事業を実施する会計(公営事業会計)があり、公営事業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があるため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、地方公共団体として見た収支における資金の不足の深刻度を把握するものです。

〇 算定式

連結実質赤字比率	_	連結実質赤字額
	_	標準財政規模

※実質連結赤字額(ア及びイの合計額がウ及びエの合計額を超える場合の当該超える額) ア 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字 の合計額

- イ 公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字 の合計額
- エ 公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

O 伊東市の連結実質赤字比率

平成 23 年度決算に基づく伊東市の連結実質赤字比率も、連結実質赤字額がなく、20.48%の黒字となりました。ただし、競輪事業特別会計では3億8,297万3千円の実質赤字額を生じていますが、一般会計や水道事業会計など他の会計の黒字額でその赤字額を補っています。

〇 実質赤字比率・連結実質赤字比率の内訳

(単位:千円)

	会 計 名	実質収支額		会 計 名	実質収支額 資金剰余額
_	一般会計	525, 208	特	競輪事業特別会計	△382, 973
般	土地取得特別会計	68	別	国民健康保険事業特別会計	675, 816
般会計等	霊園事業特別会計	101		介護保険事業特別会計	2, 113
等	小 計	525, 377	会	介護老人保健施設特別会計	185
		計	後期高齢者医療特別会計	17, 257	
		公	病院事業会計	1, 005, 547	
			公営企業	水道事業会計	1, 249, 707
	合 計	3, 097, 416	業	下水道事業特別会計	4, 387

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率で、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基準とした額で除したものの3か年間の平均値です。

公債費や公債費に準じた経費は、削減したり先送りしたりすることができないものであり、また、こうした経費が増大すると短期間で削減することが困難であることから、 一定額以上にならないようにすることが重要です。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと、収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まるものです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。(公債費及び公債費に準じた経費のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子、分母双方から差し引き、実質的な公債費の負担を算出するよう調整しています。)

〇 算定式

実質公債費比率

(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・ 準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3か年平均)

標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財 政需要額算入額)

※準元利償還金:アからオまでの合計額

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額(本市は該当なし)
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 組合・地方開発事業団 (組合等) への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの (本市は該当なし)
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

〇 伊東市の実質公債費比率 (平成23年度単年度)

35 億 5, 892 万 7 千円-7 億 5, 139 万 3 千円 9. 53024% = _______ 151 億 2, 255 万 3 千円-15 億 1, 024 万 9 千円

〇 実質公債費比率算定の内訳

内 訳	21 年度	22 年度	23 年度
分子 (①+②) - (③+④)	1, 251, 677	1, 357, 817	1, 297, 285
① 元利償還金	2, 792, 085	2, 871, 778	2, 920, 862
② 準元利償還金	699, 092	714, 917	638, 065
ア満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0
イ公営企業債の償還に充てた一般会計の繰出金	654, 221	630, 188	597, 392
ウ組合等が起こした地方債の償還の財源に充てた負担金	0	0	0
エ公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額	44, 871	84, 729	40, 673
オー時借入金の利子	0	0	0
③ 特定財源	757, 147	713, 789	751, 393
④ 基準財政需要額算入額	1, 482, 353	1, 515, 089	1, 510, 249
分母 ⑤ - ④	13, 084, 285	13, 516, 313	13, 612, 304
⑤ 標準財政規模	14, 566, 638	15, 031, 402	15, 122, 553
④ 基準財政需要額算入額	1, 482, 353	1, 515, 089	1, 510, 249
実質公債費比率 (①+②) - (③+④) ⑤ - ④	9. 56626	10. 04576	9. 53024
実質公債費比率(3 か年平均	9. 7		

4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除し、標準財政規模を基本とした額で除して算定します。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の 3 つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字の状況や公債費等の負担の状況を示す指標(実質赤字比率や連結実質赤字比率は過去からの累積した赤字を含む)ですが、これだけでは、地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しに係る十分な情報が得られません。

そのため、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるもののみならず、例えば、地方公社や損失補償を付した第三セクターの負債も含め、 決算年度末時点における地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握するものです。

この比率が高い場合は、一般財源の規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、今後、実質公債費比率が増大することなどにより、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率の 3 つの指標のみならず、将来負担比率を算定することで、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭に置いた財政運営が可能になるとされています。

〇 算定式

将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

① 将来負担額

アからクまでの合計額

- ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等 見込額
- エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担 等見込額(本市は該当なし)
- オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- キ連結実質赤字額
- ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ② 充当可能基金額

アからカまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

〇 伊東市の将来負担比率

402 億 8, 682 万 5 千円 — (52 億 3, 995 万 6 千円 + 39. 8% = 93 億 7, 241 万 1 千円 + 202 億 5, 498 万 3 千円)

151 億 2, 255 万 3 千円 — 15 億 1, 024 万 9 千円

〇 将来負担比率算定の内訳

(単位:千円)

内 訳	平成 23 年度	備考
分子 ① - (②+③+④)	5, 419, 475	
① 将来負担額 ア〜クの合計	40, 286, 825	
ア 地方債現在高	23, 333, 578	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	0	該当ありません
ウ 公営企業債等繰入見込額	11, 399, 868	
工組合等負担等見込額	0	該当ありません
オ 退職手当負担見込額	5, 553, 269	
カ 設立法人の負担額等負担見込額	110	
キ 連結実質赤字比率	0	連結実質赤字比率はありません
ク 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	該当ありません
② 充当可能基金	5, 239, 956	
③ 充当可能特定歳入	9, 372, 411	うち都市計画税 8, 491, 504
④ 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	20, 254, 983	
分母 ⑤ - ⑥	13, 612, 304	
⑤ 標準財政規模	15, 122, 553	
⑥ (準)元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1, 510, 249	
将来負担比率 ① - (②+③+④) ⑤ - ⑥	39. 8	

5 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。 この比率が高くなるほど、事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、そ の解消が困難となってくるなど、公営企業として経営状況に問題があることになります。 本市の公営企業は、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業特別会計の 3 会計です が、いずれの会計も資金不足がないため、資金不足比率はありません。

O算定式

※今不早比索	_	資金の不足額
資金不足比率 =	_	事業の規模

≪参考≫

■ 早期健全化基準・財政再生基準

① 早期健全化基準

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業の資金不足比率のいずれかが国の定めた「早期健全化基準」(公営企業については「経営健全化基準」)以上になった場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図るため、「財政健全化計画」(公営企業については「経営健全化計画」)の策定が義務付けられます。

この計画については、

- 議会の議決を得た上で策定し、
- ・公表及び県への報告、
- ・実施状況の議会への報告、公表、県への報告などの手続きを行うこととなります。

② 財政再生基準

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが国の定めた「財政再生基準」以上になった場合は、国等の関与による確実な再生を図るため、「財政再生計画」の策定が義務付けられます。

この計画の策定等に必要な手続きは①とほぼ同様ですが、一定の国の関与や地方債の起債制限等の措置が講じられます。

【財政再生基準】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
財政再生基準	20. 00%	30. 00%	35.0%